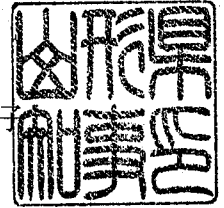


み 自 第 575 号
平成 28 年 12 月 28 日

東北クリーン開発株式会社
代表取締役社長 高本 天萬 様

山形県知事 吉村 美栄子



北の沢産業廃棄物最終処分場増設整備事業環境影響評価方法書に
対する意見について

山形県環境影響評価条例第 10 条第 1 項の規定により、環境の保全の見地から
の意見について、別紙のとおり通知します。
なお、下記の事項に配慮してください。

記

- 1 工事に伴う車両の走行により、交通事故が発生しないよう、十分な安全対策を講じること。

山形県環境エネルギー部みどり自然課
環境影響評価担当 福島、後藤
電 話 023-630-3042
F A X 023-625-7991

北の沢産業廃棄物最終処分場増設整備事業環境影響評価方法書 に対する山形県知事意見

1 大気

搬入車両による影響について、平成 26 年 9 月に環境影響評価を行った隣接する鬼ヶ沢一般・産業廃棄物最終処分場設置等（増設整備）事業における車両の台数を含めて整理を行い、その結果、搬入車両による環境影響評価を行う必要がある場合は、評価項目として選定すること。

2 水質

水質への影響は、平成 26 年 9 月に環境影響評価を行った隣接する鬼ヶ沢一般・産業廃棄物最終処分場設置等（増設整備）事業における最大の負荷を踏まえ、予測を行うこと。

3 動植物

- (1) 動植物についての調査結果の取りまとめ、予測及び評価は、平成 10 年に行った環境影響評価の結果を踏まえて行うこと。
- (2) 動物相の調査地域は、区域の北側において調査地点を増やすとともに、動物の分類区分毎に、その生息状況を把握するために必要な広さを十分に確保すること。
- (3) 動物相の調査対象に、陸産貝類及び淡水産貝類を追加すること。